２０２６年１１月２７日
四国電力送配電株式会社

# 託送供給等約款の変更認可申請について

当社は、本日、電気事業法第１８条第１項※1の規定に基づき、「託送供給等約款※2」の変更認可申請を経済産業大臣に行いましたので、お知らせいたします。

## １．主な変更内容

### ○ 大規模需要の系統接続に係る規律

国の審議会※3において、系統容量が長期間確保されることを防ぐ観点から、３０MW以上の大規模需要を対象に、

・段階別契約（複数年にわたり契約電力を逓増させる契約）の途中段階において、当初計画通りに契約電力が設定されない場合には確保している系統容量を開放すること

・当初計画通りに契約電力（段階別契約の場合は、最終の契約電力）が設定されない場合には需要規模に応じた費用精算を求めること

が整理されたことを踏まえ、当該内容を供給条件に反映しました。

## ２．実　施　日

２０２７年４月１日を予定しています。

## ３．添　付　資　料

託送供給等約款変更認可申請書

※１：電気事業法第１８条第１項（託送供給等約款）
一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給等に係る料金その他の供給条件（以下この款において単に「供給条件」という。）について、経済産業省令で定める期間ごとに、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。当該期間中において、これを変更しようとするときも、同様とする。

※２：小売電気事業者や発電事業者等が、当社の送配電設備を利用する場合の料金等の供給条件を定めたもの。

※３：第１３回 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 再生可能エネルギー主力電源化小委員会／電力・ガス事業分科会 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会 次世代電力系統ワーキンググループ（２０２６年１０月６日開催）

以　上